

## 災害時相互協力に関する協定の補足説明資料

### 1. 協定締結の目的

本協定は、国土交通省中部地方整備局及びNEXCO中日本が管理する道路において災害対策基本法に定める災害が発生若しくはその恐れがある場合、相互協力により災害の防止拡大と被災施設の早期復旧を目的としています。

### 2. 想定される取組事例

(1) 迅速な被災情報等の情報提供および情報共有（連絡員の派遣を含む。）

連絡員の派遣、予告を含めた通行規制情報の提供及び共有とし、共有情報は必要に応じ料金所、休憩所（SA・PA）、道の駅等を活用し、道路利用者に対して情報発信。

(2) 情報の相互交換および提供

双方において発生している道路情報の交換を行い、相手方の情報について、必要に応じ可能な方法によって情報提供の協力を実施。

また、情報提供収集装置回線について相互のネットワークを活用して、緊急時の代替回線の確保。

(3) 車両、通信機器等の貸借

災害対策車両（照明車・衛星通信車等）、災害復旧工事用車両、雪氷対策車両（除雪車・散布車等）の相互融通。

(4) 被災状況の調査

被災状況把握のために必要となる被災箇所の調査。

(5) 被災箇所の緊急対応

①災害対策工事（仮復旧・応急復旧）の応援

②国道の状況により協議（要請）を受け協定適用範囲内の有料道路を代替しての通行料金無料措置。

以上